

平成30年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会  
次第

日時 平成30年7月4日（水）  
14時30分～16時30分  
場所 市民会館うらわ  
503・505集会室

- 1 開会
- 2 保健福祉局 長寿応援部長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 事務局紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 議題
  - (1) 平成30年度さいたま市地域包括支援センター運営方針等について
  - (2) さいたま市地域包括支援センター運営状況等について
  - (3) その他
- 8 報告
  - (1) さいたま市区地域包括支援センター連絡会について
  - (2) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
  - (3) 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画各区版について
- 9 閉会

平成30年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会席次表

議長席

天野	委員			月岡	委員
新井	委員			角田	委員
伊藤	委員			長塩	委員
大熊	委員			野崎	委員
岡	委員			伴	委員
岡村	委員			藤高	委員
塩澤	委員			藤谷	委員
新藤	委員			保坂	委員
杉田	委員			三次	委員
高柳	委員			山本	委員

事務局

石崎課長	大塚課長	佐藤部長	青木理事	青木課長	相馬主幹	小島係長	高橋係長
------	------	------	------	------	------	------	------

事務局

中央区 岩瀬課長	見沼区 猪野課長	大宮区 浅見課長	北区 松本課長	西区 小山課長	田辺主査	坂口主査	河津主事
-------------	-------------	-------------	------------	------------	------	------	------

事務局

岩槻区 平野課長	緑区 高木課長	南区 川角課長	浦和区 石留課長	桜区 阿泉課長	大宮センター 清水主査	佐藤センター 長
-------------	------------	------------	-------------	------------	----------------	-------------

包括・在支総合  
支援センター

傍聴人

事務局

岩槻センター 服部主査	浦和センター 中島主査
----------------	----------------

包括・在支総合  
支援センター

平成30年度第1回  
さいたま市地域包括支援センター  
運営協議会資料

当日資料

平成30年7月4日（水）

空白ページ

日常生活圏域について

（地域包括支援センターの担当圏域）

空白ページ

【参考】 平成29年度第2回  
地域包括支援センター運営協議会  
配布資料

## 日常生活圏域について

### 1 本市の日常生活圏域について（27の日常生活圏域を設定）



### 2 日常生活圏域（地域包括支援センター）の設定の経緯

期間	圏域（包括）の数	日常生活圏域の考え方
第3期事業計画 【当初】 H18～H20年度	25圏域	「中学校区2校区または3校区を併せること」を基本とし、全国よりも広めの圏域設定を行いました。
第4期事業計画 H21～H23年度	26圏域	日常生活圏域を「地区社会福祉協議会の地域または、中学校区を基本として地域の実情に合わせて設定すること。」とし、浦和区は、後期高齢者人口と単身高齢者が多かったことや地域との連携を高めるために地区社会福祉協議会の地域を基本とし地縁等を鑑みて、3圏域から4圏域に再編しました。
第5期事業計画 H24～H26年度	26圏域	圏域の再編はありません。
第6期事業計画 H27～H29年度	27圏域	見沼区は、高齢者人口が多く、また圏域と自治会連合会の地域が合わないことで地域のネットワークづくりの構築が不便であることから、圏域を自治会連合会の地域とし、3圏域を4圏域に再編しました。

### 3 日常生活圏域の検討課題

#### (1) 高齢者人口

区	圏域名	平成 29 年 8 月 1 日時点 (参考)				平成 29 年度必要 3 職種職員数 (平成 28 年 10 月 1 日時点 の高齢者数を基準)	3 職種職員 1 人 あたりの高齢者数
		高齢者数	順位	高齢者数 (区)	高齢者数平均 (圏域)		
西区	北部	13,060	5	23,647	11,823	7	1,865
	南部	10,587	14			6	1,764
北区	北部	10,810	13	30,159	10,053	6	1,801
	東部	10,242	16			6	1,707
	西部	9,107	22			5	1,821
大宮区	東部	13,284	2	26,009	13,004	7	1,897
	西部	12,725	6			7	1,817
見沼区	北部	6,542	27	41,432	10,358	4	1,635
	東部	10,129	19			5	2,025
	西部	13,116	4			7	1,873
	南部	11,645	11			6	1,940
中央区	北部	10,145	18	20,657	10,328	5	2,029
	南部	10,512	15			6	1,752
桜区	北部	10,183	17	21,954	10,977	6	1,697
	南部	11,771	10			6	1,961
浦和区	北部	8,732	24	32,720	8,180	5	1,746
	東部	8,888	23			5	1,777
	中部	7,104	26			4	1,776
	南部	7,996	25			4	1,999
南区	東部	12,518	8	35,076	11,692	7	1,788
	中部	13,192	3			7	1,884
	西部	9,366	20			5	1,873
緑区	北部	11,949	9	26,313	13,156	6	1,991
	南部	14,364	1			8	1,795
岩槻区	北部	12,714	7	33,106	11,035	7	1,816
	中部	9,228	21			5	1,845
	南部	11,164	12			6	1,860
合計		291,073				158	
平均		10,780					1,842



## (2) 他制度圏域との齟齬

(注) 地域包括支援センターの圏域と地区社会福祉協議会の区域が異なるもの。 ※1、※4、※5  
 地域包括支援センターの圏域と地区自治会連合会の区域が異なるもの。 ※2、※3  
 地域包括支援センターの圏域の一部と地区社会福祉協議会の区域が異なるもの。 ※(岩槻区)

区	地域包括支援センター	地区社会福祉協議会	地区自治会連合会	地区民生 児童委員協議会
西区	くるみ ※1 内野地区三橋 5 丁目含む	馬宮地区社会福祉協議会	馬宮地区(プラザ除く)	馬宮地区
		植水地区社会福祉協議会	植水地区	植水地区
	三恵苑	指扇地区社会福祉協議会	指扇地区	指扇地区
		内野地区社会福祉協議会※1	内野地区	内野地区
<b>2</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	
北区	見沼緑水苑	宮原地区社会福祉協議会	宮原地区	宮原地区
	諏訪の苑	大砂土地区社会福祉協議会	大砂土地区	大砂土地区
		植竹地区社会福祉協議会	植竹地区	植竹地区
	ゆめの苑	日進地区社会福祉協議会	日進地区	日進地区
<b>3</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	
大宮区	白菊苑	大宮中部地区社会福祉協議会	中部地区	大宮中部地区
		大宮南地区社会福祉協議会	南部地区	大宮南部地区
		大宮北地区社会福祉協議会	北部地区	大宮北部地区
		大宮東地区社会福祉協議会	東部地区	
	春陽苑	桜木地区社会福祉協議会	桜木地区	桜木地区
		大成地区社会福祉協議会	大成地区	大成地区
		三橋地区社会福祉協議会	三橋地区	三橋地区
<b>2</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	
見沼区	敬寿園	片柳地区社会福祉協議会	片柳地区	片柳地区
	敬寿園七里ホーム	七里地区社会福祉協議会	七里地区	七里地区
	さいたまやすらぎの里	春岡地区社会福祉協議会	春岡地区	春岡地区
	大和田	大砂土東地区社会福祉協議会	大砂土東地区	大砂土東地区
	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
中央区	ナーシングヴィラ与野	与野地区社会福祉協議会	上落合地区	上落合地区
			下落合地区	下落合地区
			西与野地区※2	西地区
	大戸・中里地区		南地区	
	きりしき ※2 一部西与野地区含む	鈴谷地区社会福祉協議会		鈴谷地区
<b>2</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>4</b>	

区	地域包括支援センター	地区社会福祉協議会	地区自治会連合会	地区民生 児童委員協議会
桜区	ザイタック ※3 一部土合第三地区含む	土合地区社会福祉協議会	土合第一地区	土合地区
			土合第三地区※3	
			土合第二地区	田島地区
	彩寿苑	大久保地区社会福祉協議会	大久保地区	大久保地区
<b>2</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>3</b>	
浦和区	尚和園	東部地区社会福祉協議会※4	元府趾地区	東部地区
		岸・神明地区社会福祉協議会	中央地区	岸・神明地区
	かさい医院 ※4 東部地区含む	北浦和針ヶ谷地区社会福祉協議会※5	北浦和針ヶ谷地区	北浦和・針ヶ谷地区
		北部第一地区社会福祉協議会	木崎第二地区	北部第一
	ジェイコー埼玉 ※5 一部北浦和針ヶ谷地区含む	中央地区社会福祉協議会	常盤地区	中央地区
	スマイルハウス浦和	北部第二地区社会福祉協議会	木崎第一地区	北部第二
<b>4</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	
南区	けやきホームズ	武蔵浦和地区社会福祉協議会※6	武蔵浦和地区	武蔵浦和地区
		西浦和地区社会福祉協議会	西浦和地区	西浦和地区
		西地区社会福祉協議会※6	西地区	西地区
	社協みなみ	谷田地区社会福祉協議会	谷田地区	谷田地区
		大谷口地区社会福祉協議会	大谷口地区	大谷口地区
		大谷場地区社会福祉協議会※6	大谷場地区	大谷場地区
	ハートランド浦和 ※6 大谷場・西・武蔵浦和を含む	南部地区社会福祉協議会	南部地区	南部地区
<b>3</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	
緑区	しゅや苑	原山地区社会福祉協議会	原山地区	原山地区
		尾間木地区社会福祉協議会	尾間木地区	尾間木地区
	リパティハウス	三室地区社会福祉協議会	三室地区	三室地区
		美園地区社会福祉協議会	美園地区	美園地区
<b>2</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	
岩槻区	社協岩槻 ※一部河合・柏崎地区を含む	岩槻地区社会福祉協議会※	岩槻地区	第1・第2・第3地区
	松鶴園	河合地区社会福祉協議会※	河合地区	
	白鶴ホーム ※一部岩槻・東岩槻地区を含む	柏崎地区社会福祉協議会※	柏崎地区	第4地区
		和土地区社会福祉協議会	和土地区	
		新和地区社会福祉協議会	新和地区	第5地区
	川通地区社会福祉協議会	川通地区		
	松鶴園（再掲）	慈恩寺地区社会福祉協議会	慈恩寺地区	第6地区
東岩槻地区社会福祉協議会※ * 飛地：慈恩寺地区		東岩槻地区 * 飛地：慈恩寺地区	第7地区	
<b>3</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	
計	<b>27</b>	<b>48</b>	<b>53</b>	<b>49</b>

## 4 日常生活圏域の見直し等検討のポイント

### (1) 見直しの基本的方向

#### ①地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの構築に伴い、その中心的役割を担う地域包括支援センターの役割は大変重要であることから、その機能が最も効果的、効率的に発揮できる日常生活圏域を設定する必要がある。

#### ②圏域単位での住民主体の多様なサービスの整備・充実

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、住民主体の多様なサービスの整備・充実が重要であることから、昨年度、高齢者生活支援コーディネーターを各圏域ごとの、地域包括支援センターに配置した。

今後進める、資源の把握、掘り起し、ネットワーク構築等を効果的に進めるためには、各圏域の設定も、自治会組織や地区社協等の地域団体の区域との整合性を図ることが望ましい。

### (2) 圏域の見直しに当たっての視点

○圏域ごとの高齢者人口のバランス

○歴史、文化、人の流れ、交通事情、中学校区、自治会、地区社協などの整合性

○対象エリアの地域団体、住民（特に利用者）の意向への配慮

○（地域包括支援センター等の経費の総額について、国の制度の中で、予算の上限が設定されていることに鑑み）より必要性が高いところからの、計画的な実施

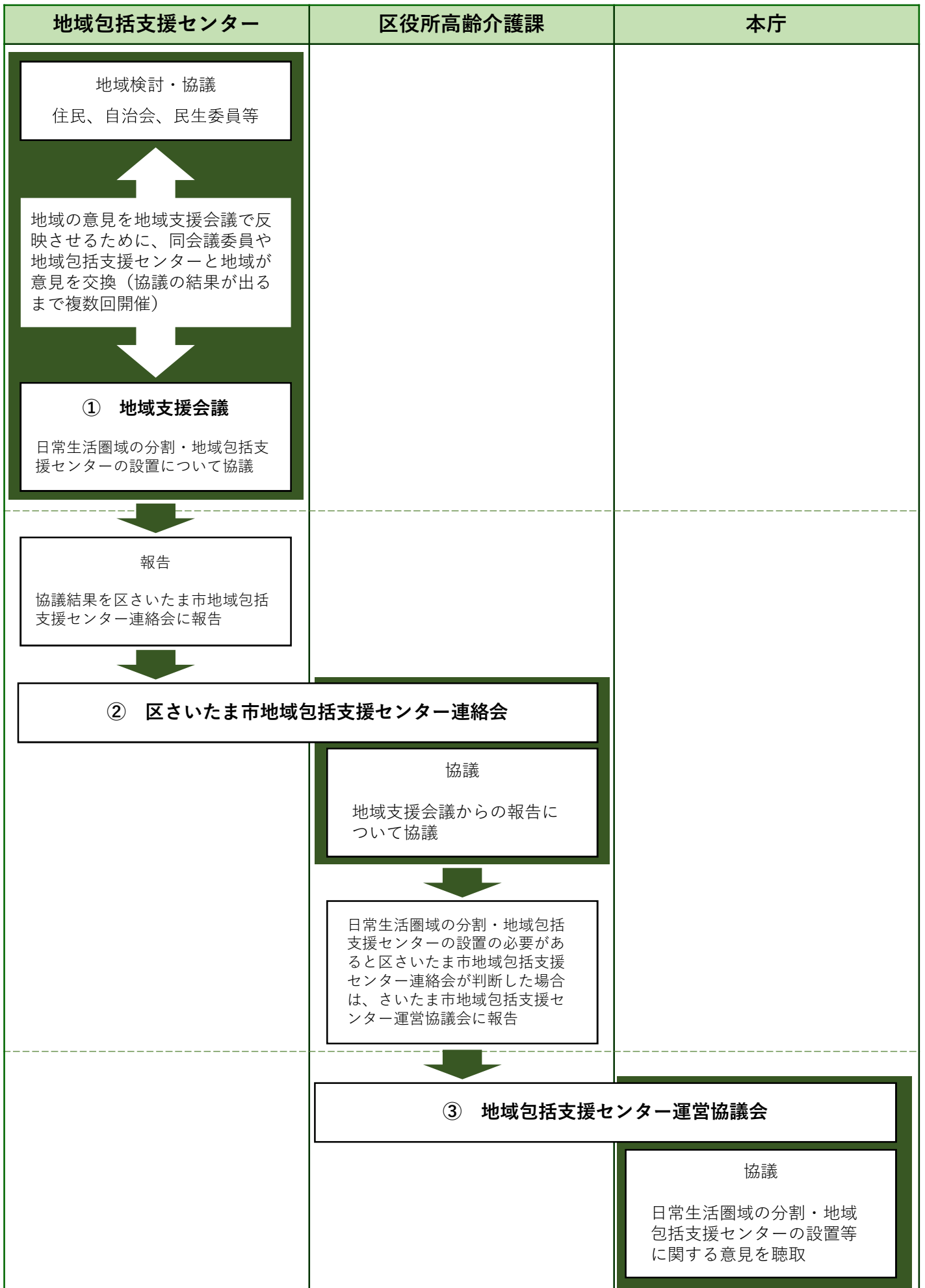
\*行政区との整合性から、区を超えた圏域変更は行わない。

### (3) 高齢者人口増加圏域への対応

高齢者人口増加圏域への対応方法の例として、①圏域の分割による地域包括支援センターの新設と②圏域は変更せず、地域包括支援センターが適所に支所（相談窓口）を設置との比較。

対応方法	メリット	デメリット
圏域の変更を伴う増設	・1センターの担当する高齢者数が平準化できる。 ・人口、地域の社会状況の変化に応じた適切な設定が可能	・担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がある。 ・地理的にも歴史的にもつながりがある地域を分断してしまう懸念がある。 ・適切な運営主体が確保できるか懸念がある。 ・高コスト
圏域を変更せずに増設 （同一の法人が支所として窓口を設置）	・担当包括が変わることで住民にとり混乱を招く懸念がない。 ・低コスト	・担当高齢者数が過大となり一センターでの管理能力を超える懸念がある。

# 日常生活圏域の見直し等による地域包括支援センター設置等の流れ



## 地域包括支援センターの設置等までの流れ（※過去の例）

応募法人	本庁	説明
	<p style="text-align: center;">① 地域包括支援センター 運営協議会</p> <p style="text-align: center;">日常生活圏域の分割・地域包括支援センターの設置等に関する意見聴取</p>	
	<p>② 公募要領・応募書類配置 (公募説明会案内)</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p>	②いきいき長寿推進課窓口配置及び市ホームページに掲載
<p>③ 公募説明会出席</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p>④ 応募</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p>⑤ 選考委員会出席</p>	<p>③ 公募説明会開催</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p>④ 募集開始～募集締切</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p>⑤ 選考委員会開催</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p>	③公募を希望する法人は必ず出席（事前申し込み制）  ④公募説明会に出席した法人のみ応募が可能（質問受付あり）  ⑤書類審査及びヒアリングを実施（法人を選考）
	<p style="border: 1px solid #006633; padding: 5px; display: inline-block;">⑥ 地域包括支援センター 運営協議会</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p>	⑥選考した法人に関する意見等を聴取する
<p style="font-size: 3em; color: #006633;">↓</p> <p>⑧ 地域包括支援センター 設置準備</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p>⑨ 届出書類の提出 契約の締結</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p style="background-color: #006633; color: white; padding: 5px; text-align: center;">⑩ 新規地域包括支援センター 運営開始</p>	<p>⑦ 応募法人に選定結果通知</p> <p style="font-size: 2em; color: #006633;">↓</p> <p>⑨ 届出書類の受付 契約の締結</p>	⑦通知後、市民周知、選定法人への業務引き継ぎ等を実施  ⑧事務所設置や職員募集等を行う  ⑨地域包括支援センター設置に必要な手続きを行う